

工 事 特 記 事 項

－ 選 択 － (H27. 4. 1 以降の入札公告分から適用)

<目次>

- ・ 低入札価格調査について 2
（予定価格（税抜き）が1億円以上の工事）
 - ・ 特定 JV について 3
（1. 県外の高度な技術力が必要であり、県内業者への技術移転が必要な工事
2. 今後も継続的な発注が見込まれ、県内業者育成の必要がある工事）
 - ・ 契約後 VE について 5
（5億円以上の条件付一般競争入札に係る工事（建築一式工事については10億円以上））
 - ・ 電子納品について 1 2
（予定価格（税抜き）が1千万円以上の工事）
 - ・ 低入札工事に係る公共工事の品質確保について 1 3
（予定価格（税抜き）が1億円以上の工事）
 - ・ 電気設備工事について 1 7
（電気設備工事を含む工事）
 - ・ 機械設備工事について 1 8
（機械設備工事を含む工事）
 - ・ 和歌山県工事連絡調整会議実施要領について 1 9
（工事連絡調整会議を計上する工事）
 - ・ 鋼橋上部工事における県内調達の義務付けについて 3 2
（共同企業体による県外企業の入札参加を認める鋼橋上部工事）
- () 内は、添付条件を明示。

低入札価格調査について

(平成16年5月18日付け技第186号「低入札価格調査実施要領の策定について」で通知)

- 1 本工事は、「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）が1億円以上であるため、調査基準価格を下回る価格で落札した場合については、次に示すとおり低入札価格調査（再調査含む）に協力しなければならない。
- 2 請負者は、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない。また、下記事項に該当する変更の事実が生じる場合も同様、遅滞なく提出しなければならない。
 - ① 下請業者の追加及び変更（2次下請け以降は除く）
 - ② 下請負金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
 - ③ 施工方法の変更
- 3 請負者は、2の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
- 4 請負者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
- 5 請負者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績とを対比した書類等を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、応じなければならない。
- 6 2から5の提出等の指示に違反し、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（当初施行日、平成16年6月15日技第508号）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
- 7 2に該当する変更の事実が生じ、再調査を行った結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合には、建設工事請負契約書第44条第1項第10号に該当するものとし、契約を解除する。

※ なお、詳細については、「低入札価格調査実施要領」及び「低入札価格調査制度の改正について」をご覧ください。要領等については、県庁技術調査課及び各入札執行通知者で配布、又は「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。

(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/index.html>)

特定JVについて

(平成16年10月21日付け技第777号「特定建設工事共同企業体の円滑な運営について」で通知)

- 1 請負者は、共同企業体運営指針（旧建設省 平成元年5月16日付け通達）の趣旨に添った適正な運営を図ること。
- 2 請負者は、特定建設工事企業体協定書に謳われている運営委員会の規則および名簿を決定後、速やかに提出すること。（別紙様式1）
- 3 共同施工を行うための各構成員の役割分担や各構成員の派遣技術者の人数、経歴業務役割を決定後、速やかに報告すること。
- 4 運営委員会において、基本的かつ重要な事項に関する協議が行われた場合に、その運営内容を各構成員に報告すること。
注) 基本的かつ重要な事項
 - ・組織、編成及び工事の施工の基本に関する事項
 - ・実行予算及び決算書の承認に関する事項
 - ・設計変更、追加工事の承認に関する事項
 - ・取引業者の決定及び下請契約などの決定に関する事項
- 5 円滑な共同施工を図るため、共同企業体の運営について、必要に応じ指導することがある。

運営委員会報告書

開催日			報告者 所属 役職 氏名			
工事番号						
工事名						
工事場所						
請負者						
請負額						
工期						
委員長	所属会社		役職		氏名	
幹事	所属会社		役職		氏名	
幹事	所属会社		役職		氏名	
幹事	所属会社		役職		氏名	
委員	所属会社		役職		氏名	
委員	所属会社		役職		氏名	
委員	所属会社		役職		氏名	
協議事項						
決議事項						
決議方法	全員合意 多数決 その他()					
運営に関する問題点など						

注) 1. 運営委員会後、速やかに各構成員毎に監督員に提出のこと。

契約後VEについて

(平成21年3月25日付け技第1493号「和歌山県県土整備部契約後VE実施要領の制定について」で通知)

本工事は、契約締結後に施工方法等コスト削減となる技術提案を受け付ける契約後VE方式工事である。

1. 定義

「VE提案」とは、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計変更について、請負者（以下「乙」という。）が和歌山県（以下「甲」という。）に行う提案をいう。

2. VE提案の意義及び範囲

(1)乙がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

(2)以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- ①施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ②契約書第18条に基づき条件変更が確認された後の提案。
- ③総合評価方式で技術提案を求めた範囲の提案
- ④既に採用された提案。

3. VE提案書の提出

(1)乙は、前項のVE提案を行うために、次に掲げる事項をVE提案書（別記第1号様式～別記第4号様式まで）に記載し、甲に提出しなければならない。

- ①設計書図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- ②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③VE提案が採用された場合の工事代金額の低減額及び算出根拠
- ④甲が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項。
- ⑥その他、VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(2)甲は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。

(3)乙は、原則として、提案の回数は原則として一回とし、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までにVE提案書を甲に提出する。

(4)VE提案の提出費用は乙の負担とする。

4. VE提案の採否等

(1)甲は、VE提案の採否について、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について調査・検討・審査を実施し、提案を受領した日から20日以内に書面により乙に通知しなければならない。ただし、乙の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

(2)提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

(3)変更を行う場合においては、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分

の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。請負金額の変更については、乙より提出されたVE提案書をもとに、甲が県の積算基準で積算を行い、甲乙協議して定める。

(4)VE提案が採用され、設計図書の変更が行われた後、建設工事請負契約書第18条の変更が生じた場合において、甲がVE提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。

(5)VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合の前記(3)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して定めるものとする。

5. VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

また提出されたVE提案及び審査結果等については、公表する場合がある。

6. 責任の所在

甲がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った乙の責任が否定されるものではない。

7. 工事成績評定への反映等

VE提案により当該工事においてコスト縮減が図られた場合、工事成績評定において加点評価の対象とする。

別記第1号様式（第5条関係）

提出日：平成 年 月 日

V E 提 案 書

和歌山県知事 様

請 負 者
住 所
氏 名 印

建設工事請負契約書第19条の2に基づき、VE提案書を提出いたします。

工事番号： 工事名： 契約締結日：	連絡者所属 氏名 TEL FAX mail	
VE提案の概要		
番 号	項 目 内 容	見積低減額（単位：千円）
見積低減額合計		

別記第2号様式（第5条関係）

設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比等（個表）

番号	項目内容
----	------

(1) 設計図書の定める内容とVE提案の内容の比較	
【現状】・・・略図等	【改善案】・・・略図等
(2) 提案理由	
(3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

別記第4号様式（第5条関係）

関連工事との関係等（個表）

番号	項目内容
(1) 関連工事との関係	
(2) 工業所有権の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項	
(3) VE 提案について、特に留意すべき事項（提案内容の公表に係わる所見等）	

別記第5号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

請負者 様

和歌山県知事

VE 提案採否通知書

平成 年 月 日付で提出されました VE 提案に対する審査結果を次のとおり通知します。

工事番号： 工事名： 契約年月日：		VE 提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：		
VE 提案に対する「採否」及びその理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項

(注) 採否に関する問い合わせ先

局 課 班
電話番号

電子納品について

(平成18年7月7日付け技第417号「電子納品に関する特記仕様書(案)について」で通知)

- 1 本工事は、和歌山県電子納品運用ガイドライン平成18年7月版第1章共通編及び第2章土木編(以下、「ガイドライン」という。)に基づき行う電子納品対象工事とする。
なお、電子納品に係る特記事項を以下に定める。
- 2 電子成果品のレベル
本工事における電子成果品のレベルは、レベル3とする。レベルの詳細についてはガイドラインにて確認すること。
- 3 電子納品に係る費用と工事評定
工事完成図書に電子納品に係る費用については、現行の共通仮設費率で対応する。
なお契約締結後、受発注者間の協議により電子納品を行うとした工事においては、工事評定の加点対象とする。ただしガイドライン土木編2-4-4電子納品実施スケジュール(工事)での対象案件は除く。

低入札工事に係る公共工事の品質確保について

(平成18年9月11日付け技第671号「低入札工事に係る公共工事の品質確保について」で通知)

- 1 本工事は、「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)が1億円以上であるため、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、次のいずれかに該当する場合は、監理技術者(主任技術者)とは別に同等の要件を満たす専任の技術者(以下「補助技術者」という。)の設置を求める。^{※2}(ただし、共同企業体においては、構成員の内1社でも次のいずれかに該当する場合は、幹事会社にのみ補助技術者の設置を求める。)^{※3}
 - i) 過去2年間(平成〇〇年4月1日から公告日の前日まで)^{※4}に完成し、引き渡し完了した和歌山県発注建設工事の工事成績評定の平均点が65点未満の場合。(共同企業体としての工事成績評定の実績は出資比率20%以上のものに限定する。)
 - ii) 過去2年間(平成〇〇年4月1日から公告日の前日まで)^{※4}に完成し、引き渡し完了した和歌山県発注建設工事の工事成績評定の実績が無い場合。(共同企業体としての工事成績評定の実績は出資比率20%以上のものに限定する。)
- 2 請負者は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。「低入札工事における品質管理基準」^{※1※2※5}参照。)ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。
- 3 請負者は、補助技術者の設置が必要となった場合には、別記様式^{※5}により、氏名その他必要な事項を通知しなければならない。また、補助技術者は3ヶ月以上の直接的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在すること)を有するため、確認できる書類(「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」の写し)を添付しなければならない。
- 4 補助技術者は監理技術者(主任技術者)を補助するものとし、監理技術者(主任技術者)の権限を行使することはできない。
- 5 補助技術者は現場代理人を兼ねることができない。
- 6 補助技術者は専門技術者を兼ねることができる。
- 7 補助技術者が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約書に定める監理技術者(主任技術者)に対する処置と同等の処置を求める場合がある。

※1 土木工事施工管理基準とは別に品質管理基準の定めがある場合には、その低入札工事における基準を別途、示すものとする。

※2 和歌山県技術調査課のホームページを参照。

(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyuu/taiou.pdf>)

※3 共同企業体の参加を認める場合には記載する。

- ※4 期間は過去2ヶ年度（前年度、前々年度）及び当該年度の期限までとする。
- ※5 和歌山県技術調査課のホームページを参照。
(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/index.html>)

別記様式

年 月 日

和歌山県知事 様

請負人 住所
氏名

㊞

補助技術者通知書

工事年度及び工事番号 年度 第 号

工 事 名

 年 月 日付けで建設工事請負契約を締結した上記工
事の補助技術者を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて特記仕様書の定め
により通知します。

記

区 分	氏 名
補助技術者	

別紙

経歴書（補助技術者）

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

学 歴
1. 年 月（最終学歴）

資 格
1. 年 月

職 歴
1. 年 月
2. 年 月
3. 年 月

工事経歴
1. 年 月
2. 年 月
3. 年 月

備考

1. 最終学歴は、専攻科目まで記載する。
2. 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録（合格）番号を記載する。
3. 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載する。
4. 監理技術者と同等の資格を必要とするものは、監理技術者資格者証の写しを添付すること。

電気設備工事について

- 1 本工事の履行にあたって、図面、特記仕様書、土木請負工事必携に記載されていない事項は、「電気通信設備工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）により実施するものとする。
※「電気通信設備工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）の使用にあたっては、「国土交通省」とあるものは「和歌山県」と読み替えるものとする。
また、その他条文においても適宜読み替えて運用するものとする。

【参考】電気通信設備工事共通仕様書「平成25年3月」

<http://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/kijyuntou/kyoutuusiyousho/H2503kouji.pdf>

国土交通省近畿地方整備局企画部HP（電気通信関係）

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/index.php>

- 2 提出書類等については、技術調査課HPよりダウンロードできます。
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

機械設備工事について

- 1 本工事の履行にあたって、図面、特記仕様書、土木請負工事必携に記載されていない事項は、「機械工事共通仕様書（案）」及び「機械工事施工管理基準（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）により実施するものとする。

※「機械工事共通仕様書（案）」及び「機械工事完成図書等作成要領（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）の使用にあたっては、「国土交通省地方整備局及び北海道開発局」とあるものは「和歌山県」と読み替えるものとする。

また、その他条文においても適宜読み替えて運用するものとする。

【参考】機械工事共通仕様書（案）「平成25年3月」

<http://www.mlit.go.jp/common/000995028.pdf>

国土交通省HP（機械設備）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html

- 2 提出書類等については、技術調査課HPよりダウンロードできます。
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

和歌山県工事連絡調整会議について

1. 本会議については、下記の要領によるものとする。
2. 設計者は〇〇〇（会社名）である。

なお、応札にあたっては下記要領第5条の費用について、施工者から設計者へ見積りを聴取する等適正な対応をお願いします。

（平成27年3月26日付け技第1496号「和歌山県工事連絡調整会議実施要領の一部改正について」で通知）

和歌山県工事連絡調整会議実施要領

（平成21年11月4日制定）

（平成26年3月25日改正）

（平成27年3月26日改正）

（目的）

第1条 公共工事の品質確保と円滑な工程管理には、発注者及び当該工事に係る詳細設計等（必要に応じ測量、調査解析等を含む。）設計者の設計思想、施工上の留意点等を施工者に的確に伝えることが必要不可欠である。このため、発注者、施工者及び設計者により構成される工事連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を開催し、工事の品質確保と円滑化を図ると共に、情報を相互に共有することにより、一層の技術力向上を図るものとする。

（構成員）

第2条 調整会議の構成員は次の各号に掲げる者を標準とする。

- (1) 発注者：監督員及び担当課長等
- (2) 施工者：現場代理人及び主任（監理）技術者
- (3) 設計者：主任技術者及び担当技術者

2 構成員については、前項を原則とするが、第3号に掲げる者については退職等の理由により当該設計業務を担当した主任技術者及び担当者が参加できない場合には、当該設計の内容及び施工条件等を説明できる者を参加させるものとする。

（対象工事）

第3条 調整会議の対象工事は、建設工事に係る委託業務の詳細設計成果を有する工事で、第1号に該当するもの、または第2号に該当し発注者が必要と認めるものとする。ただし、営繕工事については、既に調整会議と同等な制度を有しているため対象としない。

- (1) 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）1億円以上の工事
- (2) 「予定価格（税抜き）」1千5百万円以上で下記に該当する工事
 - ・ 一連の設計区間で、用地取得後初めて着手する工事
 - ・ 作業工程に難易度の高い制約条件等が課せられている工事（重要構造物・法面工・地滑り防止工等）

（会議の周知等）

第4条 調整会議の周知は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 設計者に対する周知対象となった工事に係る詳細設計等を実施した設計者に対し、当該工

事発注前に別記第1号様式もしくは別記第1号の2様式により、調整会議の開催を通知し、参加を依頼する。

- (2) 施工者に対する周知対象となった工事を発注する際には、設計図書にこの要領を添付し、調整会議を実施する旨を明記する。
- (3) 設計者の当該工事に係る調整会議への参加については、別記第2号様式もしくは別記第2号の2様式により速やかに報告するものとする。

2 調整会議の結果については、施工者において、工事連絡調整会議結果報告書（別記第3号様式）を取りまとめ、当該調整会議終了後速やかに発注者に提出するものとする。
（調整会議に要する費用等の負担）

第5条 設計者が調整会議に出席する費用（人件費・旅費）は、原則として発注者が工事設計額に計上し、負担する。なお、施工者から設計者への支払い確認のため、支払い完了後に領収書等の写しを施工者から発注者に提出するものとする。

- 2 費用の積算については、人件費を主任技師及び技師（A）とし、それぞれ0.5人／回を標準とする。なお、旅費については「設計業務等標準積算基準書」によるものとし、往復の交通費のみを計上する。なお、技術経費・諸経費は計上しないものとする。
- 3 発注者が負担し、開催するものは1工事2回を限度とする。ただし、トンネル工事において岩質等判定委員会を開催する際には、発注者が必要と認める場合に限り、3回以降について変更の対象とすることができる。
- 4 施工者又は設計者から、調整会議の開催について申し出があった場合においても調整会議を開催できるものとする。ただし、この場合において、調整会議に要する費用は、申し出た者の負担とする。

（協定の締結）

第6条 発注者、施工者、設計者の三者で別記第4号様式により、三者協定書を締結する。ただし、平成27年4月1日以降に入札公告を行った建設工事に係る委託業務の設計者が会議の構成員となる場合を除く。

（開催時期及び協議事項）

第7条 調整会議の開催は、施工者による設計図書の照査及び現地調査が終了し、施工計画書の原案が作成された時点とする。なお、第2回については必要に応じて、適時開催するものとする。

- 2 前項の時点に至った際には、発注者に対し、施工者は、速やかに調整会議の開催を要請すると同時に、当該工事の施工に関する質問書（任意様式）を提出する。
- 3 開催日時等については、日程調整の上、発注者が決定し、別記第5号様式により施工者及び設計者に通知する。
- 4 施工者及び設計者は、前項の通知を受けたときは、出席者名等について、速やかに発注者に報告するものとする。
- 5 設計者は、当該工事についての説明及び施工者の質問書等に関する回答を行うものとする。
- 6 確認事項の他、設計・施工に係る事項について、新技術又はコスト縮減等に関する提案等があれば意見交換を行うものとする。

（設計等の修正）

第8条 会議の結果、修正設計が必要となった場合の費用負担は、次のとおりとする。

(1) 設計者若しくは施工者の責による修正設計に要する費用は、その責にある者が負担する。

(2) 上記によらないものは、発注者が別途契約を行い負担する。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ別途協議するものとする。

別記第1号様式（第4条関係） 【平成27年4月1日以降に入札公告を行った建設工事に係る委託業務の設計者が会議の構成員となる場合に適用】

文 書 番 号
〇〇年〇月〇日

（設計者名）

和歌山県
〇〇振興局建設部長

「〇〇工事連絡調整会議」への参加依頼について

平素は和歌山県建設行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、貴社が設計を行った〇〇工事の現場着手に際しまして、設計意図等を施工者へ周知するため、発注者・施工者・設計者の3者による工事連絡調整会議の開催に向け、準備を進めております。

つきましては、参加報告書（別記第2号様式）に必要事項を記入の上、「〇〇年度〇〇業務（契約日 〇〇年〇月〇日）」を担当されました貴社職員の参加をお願いします。

なお、特別な理由により対象業務の担当者が参加できない場合は、当該業務の内容等を説明できる方の参加をお願いします。開催日時等の詳細につきましては、後日案内いたします。

また、「工事連絡調整会議」の参加者に要する費用（人件費・旅費）については、当該工事の施工者から支給されます。

記

- 1 参加者 当該設計業務を担当した主任技術者及び担当者
- 2 提出期限 平成〇年〇月〇日までに別添「参加報告書」を提出願います。
- 3 連絡先 〇〇振興局建設部〇〇課 氏名 〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇〇
- 4 「工事連絡調整会議」開催に先立ち、施工者から事前に質問書が提出されますので、当日までに回答の準備をお願いします。会議開催時には、当該工事の設計業務を受託した際の関係書類を持参し、当該業務における設計意図の説明及び設計内容の打ち合わせについて、円滑な議事運営が出来るよう十分な準備をお願いします。

別記第1号の2様式（第4条関係） 【平成27年3月31日以前に入札公告を行った建設工事に係る委託業務の設計者が会議の構成員となる場合に適用】

文 書 番 号
〇〇年〇月〇日

（設計者名）

和歌山県
〇〇振興局建設部長

「〇〇工事連絡調整会議」への参加依頼について

平素は和歌山県建設行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、貴社が設計を行った〇〇工事の現場着手に際しまして、設計意図等を施工者へ周知するため、発注者・施工者・設計者の3者による工事連絡調整会議の開催に向け、準備を進めております。

つきましては、本会議の趣旨をご理解・ご同意頂き、参加同意書（別記第2号の2様式）に必要事項を記入の上、「〇〇年度〇〇業務（契約日 〇〇年〇月〇日）」を担当されました貴社職員の参加をお願いします。

なお、特別な理由により対象業務の担当者が参加できない場合は、当該業務の内容等を説明できる方の参加をお願いします。開催日時等の詳細につきましては、後日案内いたします。

また、「工事連絡調整会議」の参加者に要する費用（人件費・旅費）については、当該工事の施工者から支給されます。

記

- 1 参加者 当該設計業務を担当した主任技術者及び担当者
- 2 提出期限 平成〇年〇月〇日までに別添「参加同意書」を提出願います。
- 3 連絡先 〇〇振興局建設部〇〇課 氏名 〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇〇
- 4 「工事連絡調整会議」開催に先立ち、発注者・施工者・設計者の三者による協定を締結します。また、会議前に施工者から事前に質問書が提出されますので、当日までに回答の準備をお願いします。会議開催時には、当該工事の設計業務を受託した際の関係書類を持参し、当該業務における設計意図の説明及び設計内容の打ち合わせについて、円滑な議事運営が出来るよう十分な準備をお願いします。

別記第2号様式（第4条関係） 【平成27年4月1日以降に入札公告を行った建設工事に係る委託業務の設計者が会議の構成員となる場合に適用】

和歌山県

〇〇振興局建設部長 様

〇〇〇〇工事連絡調整会議の参加報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇号で参加依頼のありました「〇〇工事連絡調整会議」参加について、
下記のとおり報告いたします。

記

- 1 対象業務を担当した職員
主任技術者 〇〇〇〇 及び 担当技術者 〇〇〇〇
- 2 会議参加予定職員（いずれかに丸印）
 - (1) 担当職員
 - (2) 担当職員以外
役職 〇〇〇〇

担当職員が出席できない理由

--

- 3 出席者勤務先
記入例) 本社 和歌山県和歌山市〇〇〇〇
- 4 連絡先 電話 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
e-mail〇〇〇〇

〇〇年〇月〇日
住 所 〇〇〇〇
会社名 〇〇〇〇
代 表 〇〇〇〇 印

別記第2号の2様式（第4条関係） 【平成27年3月31日以前に入札公告を行った建設工事に係る委託業務の設計者が会議の構成員となる場合に適用】

和歌山県

〇〇振興局建設部長 様

〇〇〇〇工事連絡調整会議の参加同意書

〇〇年〇月〇日付け〇〇号で参加依頼のありました「〇〇工事連絡調整会議」参加について【同意します。・同意できません。】

なお、意向の詳細については、下記のとおりですので併せて報告いたします。

記

[同意の場合]

- 1 対象業務を担当した職員
主任技術者 〇〇〇〇 及び 担当技術者 〇〇〇〇
- 2 会議参加予定職員（いずれかに丸印）
 - (1) 担当職員
 - (2) 担当職員以外
役職 〇〇〇〇

担当職員が出席できない理由

- 3 出席者勤務先
記入例) 本社 和歌山県和歌山市〇〇〇〇
- 4 連絡先 電話 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
e-mail〇〇〇〇

5 その他

[不同意の場合]

1 理由

〇〇年〇月〇日

住 所 〇〇〇〇

会社名 〇〇〇〇

代 表 〇〇〇〇 印

別記第4号様式（第6条関係） 【平成27年3月31日以前に入札公告を行った建設工事に係る委託業務の設計者が会議の構成員となる場合に適用】

〇〇〇〇工事連絡調整会議に関する三者協定書

〇〇工事の施工にあたり、発注者である和歌山県〇〇振興局建設部（以下「甲」という。）と施工者（以下「乙」という。）及び設計者（以下「丙」という。）は次のとおり〇〇工事連絡調整会議（以下「調整会議」という。）に関する三者協定を締結する。

（目的）

第1条 公共工事の品質確保と円滑な工程管理には、発注者である甲及び当該工事に係る詳細設計等（必要に応じ測量、調査解析等を含む。）を行った丙の設計思想、施工上の留意点等を乙に的確に伝えることが必要不可欠である。このため、甲乙丙により構成される調整会議を開催し、工事の品質確保と円滑化を図ると共に、技術情報を相互に共有することにより、一層の技術力向上を図るものとする。

（協力体制）

第2条 調整会議の運営に関し、乙及び丙は、甲に協力するものとする。

（調整会議等に要する費用）

第3条 調整会議に要する費用については、丙が出席する費用（旅費・人件費）は、原則として甲が工事設計額に計上し、乙が丙に支払う。なお、履行確認のため、支払い完了後に領収書等の写しを乙から甲に提出するものとする。

2 開催回数は、甲が発議して開催するものは1工事2回を限度とする。なお、これ以降に乙（又は丙）から調整会議の要請があった場合には、申し出た者がその費用を負担すること。ただし、トンネル工事において岩質等判定委員会を開催する際には、発注者が必要と認める場合に限り、3回以降について変更の対象とすることができる。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ別途三者で協議するものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書三通を作成し、甲乙丙三者押印の上、各自それぞれその一通を保有する。

〇〇年〇月〇日

甲 和歌山県〇〇振興局建設部長 印

乙 会社名 〇〇〇〇
代 表 〇〇〇〇 印

丙 会社名 〇〇〇〇
代 表 〇〇〇〇 印

別記第5号様式（第7条関係）

（その1）

文 書 番 号

〇〇年〇月〇日

（設計者名）

和歌山県

〇〇振興局建設部長

「〇〇工事連絡調整会議」の案内について

平素は和歌山県建設行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
先日お伝えいたしました工事連絡調整会議の開催日が決定いたしましたので、ご出席願
います。

記

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 〇時～
- 2 開催会場 〇〇振興局建設部会議室
- 3 連絡先 〇〇振興局建設部〇〇課 氏名 〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇〇
- 4 その他 事前に提出した質問書に係る回答をお願いします。また、会議開催時には、当該工事の設計業務を受託した際の関係書類を持参し、当該業務における設計意図の説明及び設計内容の打ち合わせについて、円滑な議事運営が出来るよう十分な準備をお願いします。

(その2)

文 書 番 号

〇〇年〇月〇日

(施工者名)

和歌山県

〇〇振興局建設部長

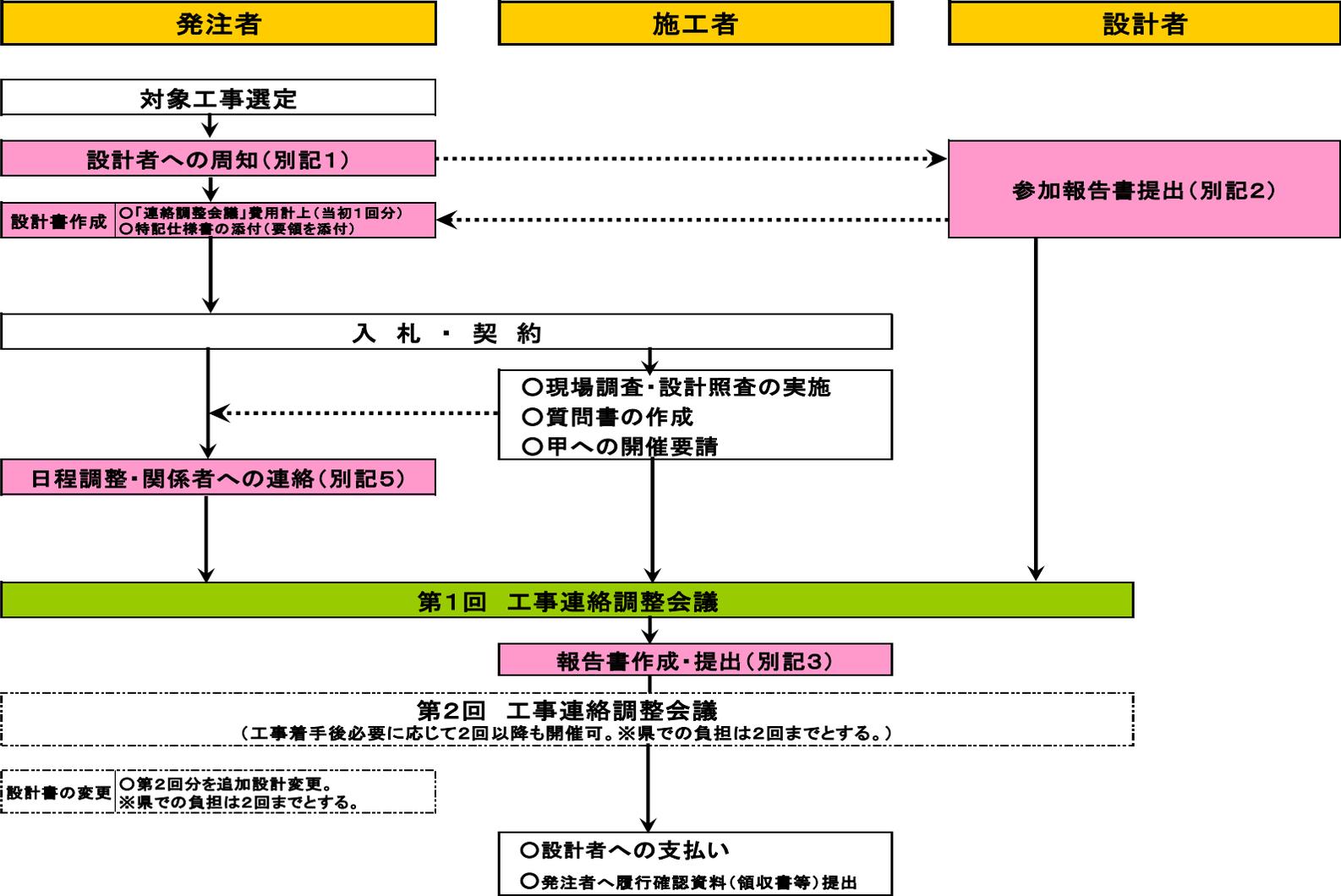
「〇〇工事連絡調整会議」の案内について

平素は和歌山県建設行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
先日要請のあった工事連絡調整会議の開催日が決定いたしましたので、ご出席願います。

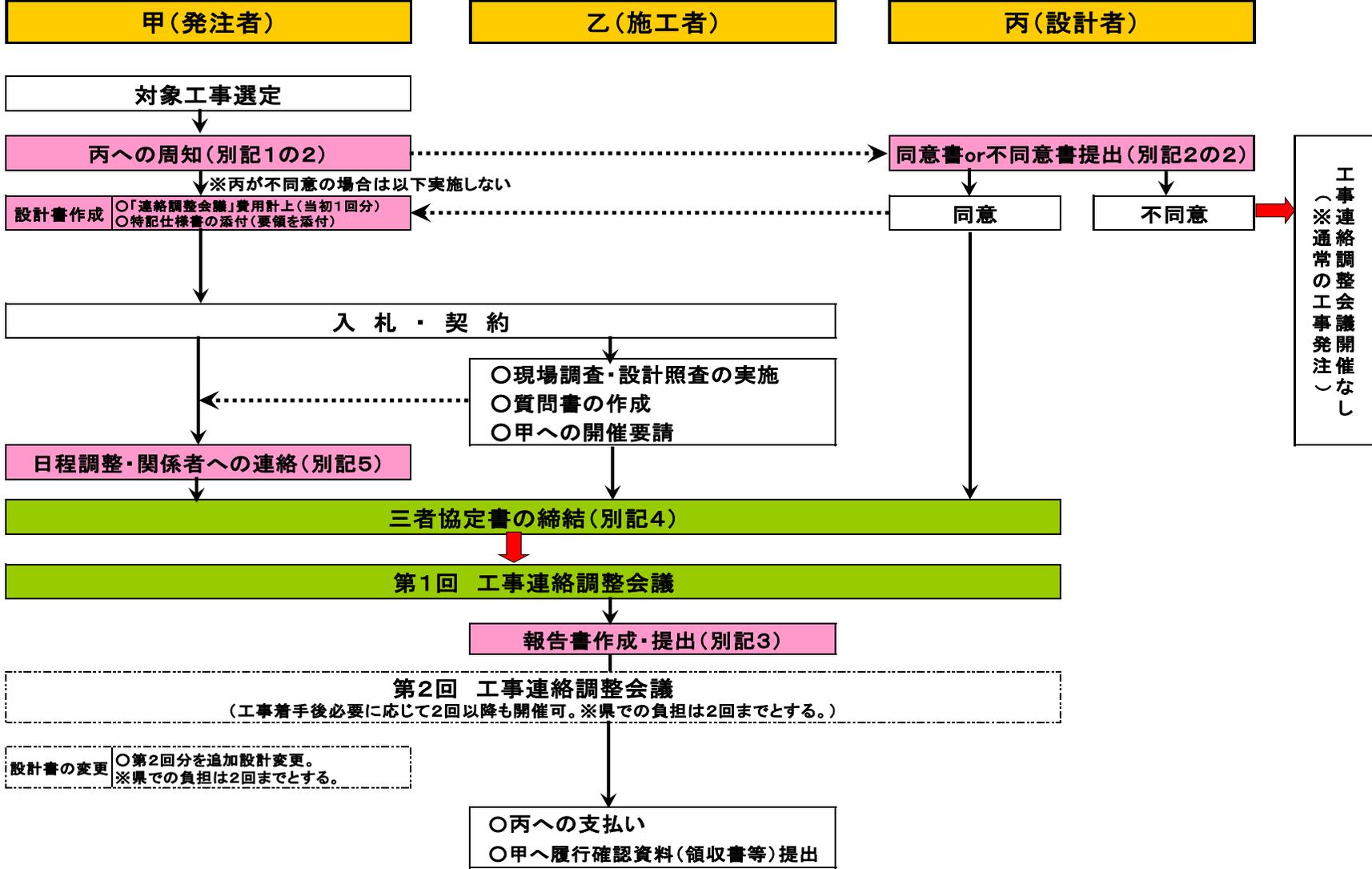
記

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 〇時～
- 2 開催会場 〇〇振興局建設部会議室
- 3 連絡先 〇〇振興局建設部〇〇課 氏名 〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇〇
- 4 その他 会議開催時には、事前に提出されている質問事項について、質問意図等説明出来るよう準備願います。また、新たに質問等ありましたら、速やかに書面での提出をお願いします。

★★ 工事連絡調整会議についてのフローチャート ★★
 【平成27年4月1日以降に入札公告を行った建設工事に係る委託業務の設計者が会議の構成員となる場合に適用】



☆☆ 工事連絡調整会議についてのフローチャート ☆☆
 【平成27年3月31日以前に入札公告を行った建設工事に係る委託業務の設計者が会議の構成員となる場合に適用】



鋼橋上部工事における県内調達義務付けについて

(平成24年9月28日付け技第877号「鋼橋上部工事における県内調達の義務付けについて」で通知)

- 1 共同企業体の代表幹事が、県内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）を有しない場合にあっては、本特記仕様書による義務付け事項を履行しなければならない。
- 2 義務付け事項は以下の内容とする。
 - (1) 合理的な理由がある場合を除き、工場製作のすべてを県内の工場で行わなければならない。
 - (2) 工事着手前に「工場製作調書」を監督員に提出しなければならない。
 - (3) 製作工場に変更が生じた場合、その都度、「工場製作調書」を監督員に提出しなければならない。
- 3 合理的な理由が無く、上記義務付け事項を履行しなかった場合には、工事成績評定の考査項目、法令遵守等の項目において減点（最大で文書注意の－8点）を行う。

工場製作調書

和歌山県知事 様

請負者 所在地
(電話)
商号又は名称
代表者役職氏名

1. 工事名
2. 工事場所
3. 請負金額

各部材を製作する工場について報告します。

部材名・規格	数量	部材重量	総重量	製作会社名	製作工場の所在地	備考

※ 工場製作を行うすべての部材について記入すること。

(部材名・規格、重量の詳細は別途整理しても可とする)

※ 外注する場合は工場製作の内容が確認できる資料(契約書等の写し)を添付すること。

※ 県内の工場で製作できない場合は、備考欄へ理由を記載すること。

入札公告時の周知例

本工事は県内調達義務付け対象工事です。

本工事は施工にあたっては、次の内容を履行する必要がありますのでご注意ください。

共同企業体の代表幹事が、県内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）を有しない場合

- (1) 合理的な理由がある場合を除き、工場製作のすべてを県内の工場で行わなければならない。
- (2) 工事着手前に「工場製作調書」を監督員に提出しなければならない。
- (3) 製作工場に変更が生じた場合、その都度、「工場製作調書」を監督員に提出しなければならない。

※ 詳細については、特記仕様書「鋼橋上部工事における県内調達の義務付けについて」をご確認ください。

※入札参加者への周知のため、当面の間、入札公告時に添付を行ってください。